

固定資産税における償却資産に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成15年 3 月17日

提出者

14 番 田 中 節 男

7 番 小 林 清 章

8 番 河 原 しゅう

27 番 寺 山 光一郎

28 番 桜 井 和 実

30 番 水 野 学

武蔵野市議会議長 井 口 良 美 殿

固定資産税における償却資産に関する意見書

地方税法は、土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費（額）が所得の計算上必要な経費（または損金）に算入されるもの（ただし、自動車並びに軽自動車等を除く）を償却資産と定め、その所有者に固定資産税を課すこととし、「償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が（中略）150万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない」と免税点を定めています。

現行の免税点は平成3年に定められ、既に12年が経過しており、現在では、極めて小規模な設備等の償却資産も課税対象となり、長引く不況に苦しんでいる小規模事業者の経営を圧迫しています。また、免税点制度は、課税標準額が免税点未満の場合は納税額が生じないかわりに、課税標準額が免税点以上になるとその総額に課税されます。このため、課税標準額が149万円の場合、納税額は0ですが、150万円になると納税額は21,000円（税率1.4%）となり、このことが納税額のある納税者に、ある種の不合理感を与え、償却資産にかかる固定資産の理解を難しくしています。

また、地方税法は、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者に対し、その所有する償却資産の所在、種類、数量、取得価格、耐用年数、見積価格等を毎年1月31日までに申告する義務を課しています。一方、所得税の申告期限は3月15日であり、多くの個人事業者は、この申告期限を念頭に決算準備を進めるのが通常で、かつ、償却資産の申告事項と所得税の決算書記載事項は密接に関連しています。したがって、償却資産の申告期限を3月31日とするよう制度の改善が必要と考えます。

以上のことから、武蔵野市議会は貴職に対して、固定資産税における償却資産につき、納税者が納得して納税でき、かつ、申告しやすい環境を整えるため、下記事項について、強く要望いたします。

記

1. 固定資産税における償却資産の免税点を基礎控除に改め、控除額を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成15年 3月17日

武蔵野市議会議長 井口良美

総務大臣 あて